

＊書評と紹介

『新自由主義批判の再構築——企業社会・開発主義・福祉国家』

(赤堀正成・岩佐卓也編著)

評者…高橋 祐吉(専修大学経済学部教授)

(大原社会問題研究所雑誌 No.6331 2011年7月号)



(法律文化社、2010年8月
3,150円(税込))

一読しての印象を一言で言えば、切れ味の鋭い刃物のような書物だということである。収録された

すべての論稿が、濃淡はあるにせよ、批判の対象者を明確に設定したうえで、その論者の議論を徹底して批判するために書かれているのである。ここまで批判に徹した本は、近頃珍しいのではないか。それに加えて、批判の対象となった木下武男、森ます美、後藤道夫らの諸氏は、世間では新自由主義の改革に批判的な人々であると思われるしており、学会でも著名

かつまたさまざまな運動領域でも重要な役割を果たしている人々なのである。それ故、本書は新自由主義の批判者に対する批判を試みてもいるわけで、その点でもきわめてユニークである。鈍磨しかけた知性や感性しか持ち合わせていない評者としては、本書の出現に目を見張る思いさえした。収録された論文はすべて既発表のものなので、これまでにいくつかは目にはしている。

しかし、本書の刊行を機にあらためて丁寧に読み通してみると、タイトルともなった新自由主義批判の「再構築」がいままさに求められていることを痛感せざるをえなかった。おそらくや読者もまた同様の感を抱くのではあるまいか。

ところで、「タコツボ」化が進行した学会の雰囲気からすると、本書などは、アカデミズムにおける礼儀作法をわきまえない「際物」のように扱われがちである。それどころか、ここまで徹底した批判をすれば、目立ちたがり屋の「横車」や、論壇で今をときめく論者たちに対する「嫉視」とさえもとられかねない。著者たちが比較的若い研究者であれば尚更である。だがそうした理解は間違っているように思う。仄聞するところによれば、著者たちの批判には何の応答もなかったようであるが、これだけの批判を無視したまま従来の主張が繰り返されてきたという現実そのものが、あまりにも日本的である。著者たちは序章において次のように述べる。「本書が新自由主義批判を行う論者にも批判の矛先を向けていることについて、それが批判派の内部分裂をもたらして運動にマイナスの影響を与えるのではないかと懸念する向きもあるかもしれない。しかしわれわれは、むしろ逆ではないかと考える。忌憚のない論争を続けてゆくことこそ、運動の前進に資するものであるとわれわれは考える」。同感である。「忌憚のない論争」があつて然るべきであろう。彼らの権威に物怖じすることのない真率な姿勢に対して、評者としてはまずは敬意を表したい。

本書は文字通り批判の書であるが、そうであれば、批判の対象となった論者たちの仕事にも目を通したうえで、批判の当否を論ずることが最低限の礼儀と言うべきであろう。しかしながら、評者がこれまでにきちんと目を通すことができたのは、第一部で取り上げられた論者たちの仕事だけである。その意味ではいささか公正さを欠く書評である。にもかかわらず評者が本書の書評をあえて買って出たのは、本書が知的刺激に溢れており、そこから学び得たことをどうしても書き留めておきたかったからである。本書は二部からなり、第一部「新自由主義と企業社会」には赤堀正成①、赤堀正成②、岩佐卓也①、岩佐卓也②、平井治郎の論稿が、第二部「開発主義と福祉国家」には岩佐卓也③、菊池信輝、森田成也、兵頭淳史の論稿が収録されている。本書の問題関心は、序章で簡潔に述べられているが、それによれば、現在は「新自由主義の時代から脱新自由主義の時代への過渡期」にあるが、日本における新自由主義批判のなかには、新自由主義の日本的な特殊性を過度に強調するあまり、その本質を見誤っているものも少なくないと言う。その特殊性とは、企業社会の特殊性であり国家体制の特殊性である。

第一部では前者のような議論が、第二部では後者のような議論が、批判の対象として取り上げられている。以下具体的に見てみよう。

*

赤堀①は、横断的労働市場を新自由主義が新たに作り出すかの如くに錯覚し、電産型賃金を年功賃金と同一視してしかもそれが属人給であるということだけで切り捨て、誰をどの仕事につけるのかという点では属人評価を排除し得ないはずの職務給を、仕事基準の賃金であるとして美化し、結果として男性正規労働者の賃下げを容認した新福祉国家を展望しかねない木下の『日本人の賃金』を、徹底的に批判

し尽くしている。彼の批判は、木下賃金論なるものを根底から揺るがすものであると言っても過言ではない。本書の巻頭を飾るに相応しい、そしてまた学ぶところの多い興味深い論文である。続く赤堀②で注目すべきは、「労対立」論を論じた箇所であろう。格差是正のためには正社員の賃金を非正社員に近づけるべきであると主張する八代尚宏氏は、「意外」にも熊沢誠氏の官民格差論を評価したのであるが、その延長線上には、熊沢の研究に学んだ木下や後藤の同様の議論がある。赤堀は、こうした正社員の賃下げ論が新自由主義と対抗的な議論でないばかりか、新自由主義の議論そのものではないかと批判する。そしてさらには、経営者が「行き過ぎた年功主義や横並び主義」と批判するものが、あるいはまた「非組合員に対して冷淡になる」ほどの組合主義が、熊沢の高く評価する「労働社会」そのものなのだと論じる。幻想としての「労働社会」論を批判した注目すべき指摘である。

先に登場した八代の議論を批判したのが岩佐①である。八代は、女性や非正社員に対する差別を解消し「公正な労働市場」を実現するためにこそ、さらなる規制緩和が必要だと主張する。八代の議論は、差別に対する怒りを逆手にとって、差別の是正を「限られたパイ」の奪い合いや労働者間競争の徹底へと誘導するものであると岩佐は批判しており、それはそれで一応は啓蒙されるのであるが、より面白いのは、ここで②の方である。今日では、年功賃金こそが男女差別の源泉であり、その是正のためには年功賃金を放棄しなければならないかのような議論が「通説」となった観があるが、この「通説」を、森の『日本の性差別賃金』を素材にして岩佐は真正面から批判する。ではなぜ年功賃金こそが男女差別の源泉であるとされるのか。それは、年功賃金が属人基準であり仕事に対応していないが故だとされる。しかしながら岩佐は、代表的な裁判事例を検討することによって、「年齢・勤続年数による賃金決定」

が性差に対して制約的であることを論証している。属人基準であれば性差別的であり、仕事基準であれば非性差別的であるといった議論は、問題の恣意的な一面化であって、男女賃金差別問題における対抗軸は、年功賃金規範を女性にまで貫徹させるか否かにあると指摘しており、説得的である。

続いて平井が批判するのは福井秀夫・大竹文雄編『脱格差社会と雇用法制』である。この著作では、正社員の解雇規制や非正社員の活用に制約を加える雇用保護制度の存在が、企業の採用意欲を減退させ雇用者に悪影響を及ぼすといった主張が繰り返されている。雇用保護制度による規制を緩和し解雇をしやすくすれば、正社員の既得権は侵害されるかもしれないが、労働移動は活発化し、雇用機会が多くの労働者に開かれるというのであるが、こうした近年流行の議論の背後には、わが国では解雇規制が厳しいといった「俗論」が存在する。では現実はどうか。平井は、日本の雇用保護制度による規制がそれほど厳格ではなく、また雇用保護制度の存在が雇用者に悪影響を及ぼすといった議論自体も、OECDの研究成果を踏まえるならば、実証されたなどとはとても言えないことを明らかにしている。それぞれわが国における職場の現実を見れば、整理解雇四要件があっても雇用調整はスムーズに行われており、こうしたところで解雇規制を緩和すれば、差別的な解雇が「経済的必要」の名の下に広がる可能性さえあると述べる。大事な論点であろう。

第Ⅱ部では、主に後藤によって広められた開発主義国家論や資本独裁論、新福祉国家論の問題点が明らかにされている。後藤によれば、戦後日本は福祉国家ではなく開発主義国家という特殊な大衆社会的統合のシステムのもとにあり、新自由主義はこうした開発主義を攻撃の対象とし、解体しようとしているのだという。

岩佐③は、アメリカをも福祉国家に包含するようかなり単純化された後藤の議論の盲点を突き、日

本の福祉国家的要素の過小評価の危険性を指摘している。重要な点は、政・財・官の癒着や利益誘導政治に対する国民の反感を利用しながら、「新自由主義への批判勢力を開発主義の擁護者」として描き出しつつ、福祉国家が攻撃されていることである。開発主義国家論や資本独裁論では、新自由主義に対する真の対抗軸が見失われる危険性さえあると岩佐は主張するのである。こうした後藤の開発主義国家論を、「神話」としての官僚主導という視点から歴史的に批判しているのが菊池である。菊池によれば、そもそも高度成長そのものが官僚主導ではなく「企業の自由主義」にもとづいていたのであり、にもかかわらず未だに官僚主導国家（およびそれと同類の開発主義国家）批判が横行しているのは「幻想」にすぎないと言う。批判すべきは企業国家なのだろう。問題なのは、「官から民へ」といった世俗化したスローガンで、こうした「幻想」をさらに徹底させようとする動きが広がっていることである。現政権もまた官僚主導国家からの脱却を掲げているのであるが、その政策内容を仔細に検討してみると、「企業の自由主義」はさらに広がり深まってきているようにも見える。菊池の指摘は今日でも古くはなっていない。

戦後の日本を開発主義国家と見る立場が、いかに新自由主義に親和的であるかを示そうとしたのが森田である。批判の対象としているのは新田滋氏の議論である。評者が注目したのは、新田が新自由主義を思想と理念（すなわち市場原理主義といった把握）から理解しようとするあまり、ハーヴェイがその核心と捉えた「階級権力の回復」をめざした動きが、新自由主義の概念から意図的に排除されているとの批判である。その結果はどうなったか。新田によれば、小泉改革は「明治以来の官僚主導型、開発独裁型の国家資本主義」が生み出した「政官財＝鐵のトライアングル」を解体しようとしたものであり、全体としてみれば旧体制を解体する積極的な側面をもつたとまで言う。開発主義国家論の奇妙な帰結であると言わねばなるまい。こうした立場からは、森田の言うように、公共事業批判は生まれても内部留保批判や軍事費批判などは生まれようはずもない。

新自由主義と開発主義の相克を現代日本の対抗軸ととらえる論者たち（本書で批判の対象とされた後藤、木下に加えて渡辺治氏ら）は、そのオルタナティブとして新福祉国家なるものを構想している。こうした構想に孕まれる問題点を、より慎重な形で指摘しているのが兵頭である。批判のポイントはどこにあるのか。開発主義を批判する論者たちが新福祉国家の担い手として想定するのは、労働者階級の周辺あるいは底辺の階層であり、そのこともあって生存権原理にもとづく社会保障制度が強調されがちなのであるが、比較福祉国家論が教えるところによれば、労働力の「脱商品化」を高水準で実現している福祉国家においては、労働者階級と中間階級の強固な同盟関係が形成されているという点である。興味深いのは、離職後の生活水準の維持を公的保障の枠組みから排除すれば、中間階級は自己責任による生き残りへと駆り立てられ、社会保障への無関心と離反が広がるという兵頭の指摘である。であるとすれば、公務部門や民間大企業の男性正社員、そして年功賃金や終身雇用慣行を批判する論者たちは、そのこと故に新福祉国家の実現を遠ざけていることにもなる。木下や森下として後藤は、こうした批判にどう応えるのであろうか。

*

これまでいささか長々と本書の論点を紹介してきたのは、本書が評者に与えたインパクトがそれだけ大きかったからに他ならない。本書から学び得たことをあらためて整理してみよう。まず、企業社

会の特殊性を強調する議論はどこが問題なのか。こうした議論では、年功賃金と終身雇用慣行が、企業社会への労働者の統合や性差別と深く関わってきたことのみが強調されて、その解体こそが労働者にとって有利な改革につながると期待されているところであろう。

だが、この両者は戦後労働運動の歴史的な成果物でもあり、これまでも労働者の権利の擁護と地位の向上に重要な役割を果たしてきたのである。それ故、より多くの労働者諸階層を包摂するように再編したうえで堅持すべきものであって、解体すべきものではないと主張されている（その例証として、年功賃金が規範となっているからこそ、そこから排除された女性労働者が差別を告発できたし、終身雇用慣行が規範となっているからこそ、非正規労働者であっても契約更新が繰り返されれば雇用期間の定めのない労働者と見なされて解雇が制限されてきたことがあげられている）。年功賃金と終身雇用慣行は労働者全体を守る「社会的・経済的バリエード」なのであって、その解体は、新自由主義がめざしている「底辺に向かつての競争」を生み出すだけだという指摘は、十分に了解可能であろう。

問題は、年功賃金も終身雇用慣行もはや維持することは困難であるといった論証抜きの「俗論」が、左右を問わず何故にここまで広がったのかということである（かく言う評者もまた、そうした「俗論」にいつしか靡いていたわけではあるが）。大企業に対する種々の優遇税制や非自発的な非正社員的大量活用と派遣切り、そして10年以上も続く賃下げ、さらには蔓延する不払い残業と過労死・過労自殺が、240兆円ともいわれる大企業の空前の内部留保を生み出したにもかかわらず、相も変わらず男性正社員の「既得権」のみ注目が集まるのはなぜなのか。「既得権」を批判することが、いかにも真摯な主張でもあるかのように受け取られるのはなぜなのか。言い換えれば、わが国においては何故に

新自由主義が大きな抵抗もなく受容されていったのか。こうした点について更に深めた議論が求められよう。その背景には、これまでの労働・社会運動が支配装置としての企業社会を揺るがすことができず、その結果として「社会」を見失ってきたという深刻な問題がある。その本格的な切開にまで踏み込んだ時に、本書の著者たちの問題関心は運動領域に向けた「指針」としての広がりを示すことになるのではあるまいか。

次に、日本の国家体制の特殊性を強調する議論はどこが問題なのか。こうした議論では、戦後日本が福祉国家のひとつの特殊な形態であることが見過ごされて、これを非福祉で開発主義かつ官僚主導の国家として一面化されているからだという。比較福祉国家研究の成果が見過ごされているということであろうか。こうした立場からは、日本における新自由主義の改革がめざしているものが、開発主義の諸制度や官僚主導の体制であるとするような議論が導かれることになる。すなわち、福祉国家の解体が開発主義国家の解体と同一視されるために、新自由主義への回収の危険をとまなうのである。「官僚主導」批判が時代の常套句となった観があるが、そうした主張は開発主義の解体をめざしているというよりも、それを「口実」として福祉国家的な諸制度と労働者の歴史的な既得権を解体し篡奪しようとしているのである。それ故、新自由主義の国家に代わる新福祉国家は、福祉国家的な諸制度と労働者の歴史的な既得権を防衛しそれを基盤とし、さらには生存権原理を再構成するところからしか生まれてはこないという。こうした議論も説得的である。

わが国を官僚主導国家ととらえて批判する議論が、どのようなルートで新福祉国家をめざす運動を生み出していくのか評者には今ひとつ判然とはしないが、新福祉国家論自体は、今後のわが国社会のありようを構想するうえで重要な問題を提起している。福祉国家的な側面の弱いわが国社会の改革を強調し、

さらにはそれを具体的な改革のための提言にまで結びつけ、これまで左派の間に根強く存在した福祉国家に対するマイナス・イメージを払拭・一掃するのに大きな役割を果たしたからである。問題なのは、新福祉国家が男性正社員の「既得権」の剥奪なしには成立しえないかのような主張を、依然として内包しているように見えることであろう。世俗的には受けはいいのかもしれないが、著者たちと同様に評者も賛成しかねる。日本特殊論の孕む陥穽から脱しない限り運動は発展しないように思われるからである。

本書には、「対案」の可能性をあまり感じさせない論稿もないわけではないが、「対案」なしに論争が生産的にならないぐらいいことは、著者たちも十分に理解しているはずである。著者たちには、ポスト新自由主義の構想をあらためて本書の続編としてまとめてもらいたい。評者としては、本書の刊行を機に生産的な論争が生まれることを願っているが、それと同時に、その論争の行方にも大いに注目したい。そうした展開なしに、「新自由主義の時代から脱新自由主義の時代への過渡期」が本物になるはずもないからである。本書はそのための起爆剤的な役割を十分に果たしている。新自由主義をめぐる議論が「錯綜」し続けている今日、まさに時宜を得た一冊であると言っべきだろう。（追記 本稿を執筆するにあたって、東京自治体問題研究所研究員の東洋志氏から貴重な教示を受けた。記して感謝したい。）

（赤堀正成・岩佐卓也編著『新自由主義批判の再構築―企業社会・開発主義・福祉国家―』法律文化社、2010年9月刊、291頁、定価3000円＋税）

（たかはし・ゆうきち 専修大学経済学部教授）

目次

序章 新自由主義批判の再構築のために

..... 赤堀正成・岩佐卓也
民主党政権の成立と新自由主義をめぐる動向／
日本における新自由主義批判の混乱／本書の構
成と課題Ⅰ―新自由主義と企業社会／本書の構
成と課題Ⅱ―開発主義と福祉国家

第Ⅰ部◇新自由主義と企業社会

第Ⅰ章 新自由主義改革と「野蛮な労働市場」

■木下武男「日本人の賃金」の検討

..... 赤堀正成

はじめに・・日本の経営と労資関係／『日本人の
賃金』の現状認識／「アメリカ型職務給」と新
福祉国 家戦略／「日本型職務給」―旧さくら
銀行のヘイ・システムを用いた新人事制度／
「アメリカ型職務給」（ヘイ・システム）と個人

◇現代労働組合研究会のHPへ（TOP）

<http://e-kyodo.sakura.ne.jp/roudou/111210roudou-index.htm>

<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/oz/633/633-05.pdf>

◇Ctrl キーを押さえながら上のアドレスをクリックすると、サイトに行きます。

評価／「パート型」労働者・女性労働者の差別と年功賃金／『日本人の賃金』における 総評の職務給反対闘争に対する理解／職務給は「連帯の原理」にかなっているか／年功賃金と電算型賃金体系／現に存在する横断的労働市場

第2章 日本の経営は解体したのか

■『新時代の「日本的経営」』における

構想と実践……………赤堀正成

『新時代の「日本的経営」』の社会統合論の不在／今日の日本の経営／新自由主義派と反新自由主義派の一致／対立軸としての「終身雇用慣行」と年齢別賃金

第3章 格差問題を逆手にとる「労働ビッグバン」推進論

■八代尚宏氏の主張を読み解く……………岩佐卓也
『雇用改革の時代』と「労働ビッグバン」／八代氏の主張をどうみるか／労働運動の課題

第4章 男女賃金差別と年功賃金

■森ます美『日本の性差別賃金』の検討

……………岩佐卓也

「年功賃金」属人的「性差別的」というテーゼ／「女性の職務内容への着目」の意義／結論／補論
…『日本の性差別賃金』におけるその他の論点

第5章 首切り容易な社会の方が労働者は幸せ？

■脱格差の名のもとに解雇自由化を唱える

「労働ビッグバン論」……………平井治郎
日本の雇用保護制度の規制は厳格か／雇用保護制度は雇用に悪影響を及ぼすか／その他四つの疑問

第Ⅱ部◇開発主義と福祉国家

第6章 日本における新自由主義の性格規定に

ついて……………岩佐卓也

後藤道夫氏の「日本Ⅱ 開発主義Ⅱ 非福祉国家」
テーゼ／日本の位置と日本の新自由主義の攻撃
対象／「新自由主義」の「開発主義」対抗図式の
意味／おわりに

第7章 官僚主導国家観の大いなる幻想

■日本は「開発主義国家」か？

…………… 菊池信輝

経済官僚たちは本当に優秀だったのか／語られ
ざる「国民所得倍増計画」の正体／実際には
もっと短かった「官僚たちの夏」／オポチュニ
ストとしての官僚／民間企業の防波堤たち／
「粗大ゴミ論」へといたる道のり／経済界の意
向に左右される「行革」

【後記…日本は「開発主義国家」か】

第8章 開発主義論と新自由主義との政治的

親和性

■「情況」新田論文の教訓…………… 森田成也

新田氏によるハーヴェイ批判の検討／新自由主
義イデオロギー賛美と開発主義的戦後日本像／
中曽根改革と労働運動解体に対する徹底した過
小評価／アカデミズムの「審級」への還元／小
泉改革への肯定的評価／オルタナティブとして
の「ソフトな新自由主義」

第9章 新自由主義に対抗する福祉国家論の条件

■社会政策学と「新福祉国家」論をめぐる

批判的考察…………… 兵頭淳史

新自由主義的社会保障改革と生存権保障／社会
政策論における生存権アプローチの限界／
「新福祉国家論」の問題点／生存権原理の再構
築と福祉国家構想

あとがき